

藤沢市公共工事等最低制限価格設定等要領

制 定	平成11年	8月16日
改 正	平成15年	11月 1日
改 正	平成16年	7月 1日
改 正	平成18年	4月 1日
改 正	平成19年	4月 1日
改 正	平成21年	1月 1日
改 正	平成21年	7月 1日
改 正	平成23年	4月 1日
改 正	平成23年	4月 1日
改 正	平成25年	4月 1日
改 正	平成31年	4月 1日
改 正	令和 2年	4月 1日
改 正	令和 4年	4月 1日
改 正	令和 6年	4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、締結しようとする契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格（以下「最低価格」という。）をもって申込みをした者を落札者とする競争入札の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事等)

第2条 最低制限価格を設けて行う競争入札は、工事及び製造の請負（以下「工事等」という。）又は委託業務で次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。ただし、藤沢市公共工事等低入札価格調査要領（平成11年4月1日制定）第2条本文の規定の適用のある工事等又は藤沢市公共工事等技術提案型競争入札要領（平成11年8月16日制定）第2条第1項の規定の適用のある工事等については、この限りでない。

- (1) 設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。以下において同じ。）が130万円を超える工事
- (2) 設計金額が50万円を超える測量等の委託
- (3) 設計金額が50万円を超える建物管理・清掃業務等の委託
- (4) 設計金額が80万円を超える製造の請負

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

(工事の最低制限価格の算定方法)

第3条 工事の最低制限価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。）は、予定価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。）に当該予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額に工事毎に算出する指数を乗じて得た額の合計額を当該予定価格で除して得た割合を乗じて得た額とする。ただし、その割合が10分の9.3を越える場合にあっては10分の9.3、10分の8.5に満たない場合にあっては10分の8.5を当該予定価格に乘じて得た額とする。

(1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額

(5) スクラップ処分費がある場合には、スクラップ評価額等を減じた額

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項の割合を10分の8.5から10分の9.3の範囲内で定めることができる。

(委託業務等の最低制限価格の算定方法)

第4条 第2条に規定する委託業務及びその他（以下「業務等」という。）に設定する最低制限価格は、業務等の予定価格に10分の8.5を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額の範囲内で定めた額とする。

(予定価格書への記載)

第5条 最低制限価格を設けたときは、予定価格書に当該最低制限価格を記載するものとする。なお、電子情報処理組織を用いた入札を実施する場合は、電子情報処理組織に予定価格登録時に併せ当該最低制限価格を電子情報処理組織に登録する方法により、これに代えることができる。

(入札参加者への周知)

第6条 入札を行うときは、入札の公告又は入札の通知書に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 最低制限価格を設けていること。

(2) 最低制限価格を設けた入札において、入札価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。）が最低制限価格に満たない価格をもって申込みをし

た者（以下「失格者」という。）は、再度の入札に参加できないものとする。

- 2 電子情報処理組織を用いて入札を実施する場合は、前各号を電子情報処理組織により入札参加者に通知するものとする。

（入札報告書の記載事項）

第7条 入札執行者は、入札結果報告書の結果の欄に「失格」と記載するものとする。

附 則

この要領は、平成11年8月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の改正後の規定は、この要領の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。